

令和3年(国)第141号

令和4年3月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の1記載の原処分を取り消して、令和○年○月から同年○月までの期間(以下「本件申請期間」という。)における国民年金保険料(以下「保険料」という。)につき、学生等の保険料の納付特例を承認する旨の裁決を求めることである。

第2 事案の概要(再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、請求人が本件再審査請求をするに至る経緯として、次の各事実が認められる。

- 1 請求人は、令和○年○月○日(受付)、日本年金機構(以下「機構」という。)に対し、国民年金法(以下「国年法」という。)第90条の3の規定に基づく、いわゆる学生納付特例として、本件申請期間における保険料の全額の納付を要しないものとする旨の処分を申請(以下「本件申請」という。)したが、機構は、同年○月○日付けで、請求人に対し、「国民年金保険料学生納付特例の基準に該当しないため」との理由で、本件申請を却下する旨の処分(以下「原処分」という。)をした。

なお、国年法第90条の3第1項の規定による申請の受理及び処分に関する厚生労働大臣の権限に係る事務は機構に委任されている(国年法第109条の4第1項第16号)。

- 2 請求人は、原処分を不服とし、標記の社会保険審査官に対する審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨

(略)

理由

第1 問題点

- 1 国民年金の被保険者は、第2号被保険者又は第3号被保険者としての被保険者期間を除いては保険料を納付しなければならないが、国年法第90条の3第1項の規定によれば、学生納付特例として、同項の各号のいずれかに該当する学生等(国年法第90条第1項において、学校教育法第50条に規定する高等学校の生徒、同法第83条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であって政令で定めるものを「学生等」というと規定されている。)である被保険者又は学生等であった被保険者等から申請があったときは、厚生労働大臣は、その指定する期間(学生等である期間又は学生等であった期間に限る。)に係る保険料につき、既に納付されたもの及び国年法第93条第1項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあった日以後、当該保険料に係る期間を第5条第3項に規定する保険料全額免除期間(第94条第1項の規定により追納が行われた場合にあっては、当該追納に係る期間を除く。)に算入することができるとされている。

また、国年法施行令第6条の6は、国年法第90条第1項に規定する生徒又は学生であって政令で定めるものは、次に掲げる生徒又は学生とするとし、同条第5号で、学校教育法第83条に規定する大学(同法第97条に規定する大学院を含む。以下同じ。)に在学する学生と規定されている。

そして、学校教育法は第83条以下で大学について定めるところ、大学を卒業・修了した者には、文部科学大臣の定めるところにより、学士・修士又は博士の学位が授与されることとなっている(同法第104条第1項)。

- 2 本件の場合、請求人は、請求人の本件申請期間が学生納付特例の基準に該当しないとした原処分を不服としているのであるから、本件の問題点は、原処分が、

上記法令の規定に照らして、適法かつ妥当と認められるかどうかということである。

第2 当審査会の判断

本件記録によると、請求人は、本件申請期間において、a 大学大学院 b 科○○専攻の研究生であること及び a 大学は、研究生は学位が授与される課程ではない旨を回答していることが認められる。

そうだとすると、研究生はその課程の修了によって学位が授与されるものではないのであるから、本件申請期間において、請求人は国年法第90条の3及び国年法施行令第6条の6に定める学生等に該当しないとした保険者の判断は、前掲の関係法令の定めにも照らして相当と認められ、請求人の本件申請を却下した原処分も相当であって、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。